

スマートアグリ研究会 会則

第1条 (名称)

本会の名称をスマートアグリ研究会と称す。

第2条 (事務所在地)

本会の事務所を、福島県いわき市平赤井字反町10-6(株テック内に置く。

第3条 (目的及び事業)

農業施設全般の統合的環境制御と効率化を目指して スマートアグリシステムの開発、実用化、製品化の研究を行うことを目的とする。

第4条 (入会資格)

農業を成長産業と捉えて知恵を技術で農業に貢献する企業、団体、個人として、会員の3分の2以上の承認を得なければならない。

第5条 (会費)

会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

会費は 1口10,000円とする

- (1)正会員 毎月 3口以上とする。
- (2)企業個人会員 毎年 5口以上とする。
- (3)一般個人会員 毎年 1口以上とする。

第6条 (役員)

1. 本会運営のために、次の役員を置く。役員の任期は、1年とし再任を妨げない。

会 長 船生 秀文 (株式会社テック)

監 事 山口 達也 (富士アイティ株式会社)

- 2 各役員の職務は次のとおりとする。

会長は、本会を代表して会を総括し、会議を招集し議長を決める。

監事は、本会の会計を監査する。

第7条 (会議)

1. 本会の会議は、隔月1回の定期会合をする。
2. 本会議で検討が不足する時は、個別の臨時会議の会合を開催する。
3. 年1回開かれる総会で、前記の役員による役員会とする。

第8条 (定足数)

本会の総会は、それぞれの定数の過半数の出席で成立する。

第9条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第10条（変更）

この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認があれば変更できる。

付則 この会則は、平成25年4月1日から施行する。

1. 平成28年4月1日より、本改訂版を施行する。